

農業用廃プラスチック回収に係る 搬入時の分別徹底のお願い

標記の件につきまして、産業廃棄物の処理方法(細分別)が厳しくなっています。
円滑な回収作業を行う為にも、下記の通りに搬入時の分別にご理解とご協力をお願い致します。

1 回収に係る留意事項

- 1 指定専用処理袋についても、分別し搬入を行ってください。
- 2 搬入の際に分別の有無を確認するため、中身が見えない袋に詰めた状態での受付はできません。
※中身が見えない袋(フレコン袋・肥料袋・色のついたポリ袋等)
- 3 ブルーシート、コンバイン袋等を搬入する際は、ハトメ金具及びファスナーは取り外して頂くようお願い致します。(ハトメ除去されていない物は回収致しません)

2 分別方法(搬入形態) 下記の通り、3つに分別し搬入をお願いします。

軟質プラスチック品



空容器・袋物



硬質プラスチック品



回収できないもの

- 1 紙類・木製品・石類・ガラス・金属類・陶器類・ゴム製品等
- 2 家庭用ごみ (例) ペットボトル・プラスチック食器・食器の空き袋等